

VI. 労働安全衛生法

1. 目的 — 法第1条 —

職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する。

2. 使用者責任

安全配慮義務

義務違反に問われる場合

- (例)
- ・ 高温による長時間労働で体力を消耗し、脱水症状を起こす劣悪な作業環境による疾病
 - ・ 生産性を上げるための時間外労働が長期間続き、うつ病発症の業務起因性となって自殺をした

補償、損害賠償義務

労災保険での補償義務のみならず、民法上の損害賠償責任が生じる場合がある

3. 安全衛生管理体制

農業においても事業場を一つの適用単位として、各事業場の業種、規模等に応じて、統括安全衛生管理者、安全管理者等々の選任が義務づけられています。

管理体制	事業場の規模 (常時使用する労働者数)
統括安全衛生管理者	1,000人以上
衛生管理者	50人～200人 1人 201人～500人 2人
衛生推進者	50人以上
衛生委員会	50人以上

- ①常時使用する労働者数とは、パートタイマーでも常用的に出勤する者を含む。
- ②管理体制では、農業以外に製造業等でボイラー設備、乾燥設備業を併設する場合は、作業主任者安全委員会の設置等が必要です。

(1) 総括安全衛生管理者の職務内容

- ① 衛生管理者の指揮
- ② 次の業務の統括管理
 - ・ 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置
 - ・ 労働者の安全又は衛生のための教育の実施
 - ・ 健康相談の実施その他健康の保持増進のための措置
 - ・ 労働災害の原因の調査及び再発防止策に関すること
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省で定めるもの

(2) 衛生管理者の職務内容

- ① 総括安全衛生管理者の職務のうち衛生に係る技術的事項の管理
- ② その他以下の業務
 - ・ 健康に異常のある発見及び処置に関すること
 - ・ 作業環境の衛生上の調査に関すること
 - ・ 作業条件、施設等の衛生上の改善に関すること
 - ・ 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
 - ・ 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
 - ・ 労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成に関すること
 - ・ 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備に関すること

(3) 衛生推進者の職務内容

下記のうち衛生に関する業務

- ・ 施設、設備等の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること
- ・ 作業環境の点検及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること
- ・ 健康診断および健康の保持増進のための措置に関すること
- ・ 安全衛生教育に関すること
- ・ 異常な事態における応急措置に関すること
- ・ 労働災害の原因調査および再発防止等に関すること
- ・ 安全衛生情報の収集および労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関すること
- ・ 関係行政機関に対する安全衛生の各種報告、届出等に関すること

(4) 衛生委員会の運営

次の事項を調査審議し、事業者に対し意見を述べること

- ・ 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
- ・ 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること
- ・ 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること
- ・ その他労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(5) 産業医の職務内容

- ・ 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
- ・ 作業環境の維持管理に関すること
- ・ 作業の管理に関すること
- ・ 労働者の健康管理に関すること
- ・ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること
- ・ 衛生教育に関すること
- ・ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること